



# 金沢市公報

号外第47号

平成16年(2004年)12月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
● 条 例		○金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例 (生活道路整備課)	24
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 (広報広聴課)	1	○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)	25
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (職 員 課)	14	○金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (まちなみ対策課)	26
○金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例 (歴史的建造物整備課)	19	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	29
○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 (環境総務課)	19	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	31
○金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (環境保全課)	24		

## 条 例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成16年12月20日

金 沢 市 長 山 出 保

### ◎金沢市条例第59号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に、「第6章 雑則(第45条—第49条)」を  
「第6章 雑則(第45条—第49条)」を  
第7章 雑則(第45条—第49条)

に改める。

章 罰則(第50条—第54条)」

第1条中「取扱い」の次に「並びに保有個人情報の公開、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利」を加え、「個人の」を「市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。

第2条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「当該個人に関する個人情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第3条第1項中「個人情報」を「、保有個人情報」に改め、同条第2項中「、保管」を「並びに保有個人情報の保管」に、「保管等」を「個人情報の収集等」に、「自己情報の記録の公開」を「保有個人情報の公開、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止」に改める。

第4条中「記録の」を削る。

第7条第2号ウ中「除く」の次に「。以下「国家公務員」という」を加え、「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「地方公務員を」を「地方公務員（以下「地方公務員」という。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員を」に改め、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第5号中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第12条第1項中「及び」を「又は」に改める。

第14条第1項中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加え、「第34条及び第35条」を「第34条第3号及び第35条第1項」に改め、同条第2項中「この条において」を削り、同条第3項後段中「第33条及び第34条」を「第33条第2号及び第34条第3号」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項中「保管等」を「収集等」に改め、同条第2項中「保管等の」を「個人情報の収集等の」に、「又は個人」を「又は人」に、「保管等を」を「収集等を」に改める。

第20条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「個人情報の記録」を「保有個人情報」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第2項中「その保管する個人情報の記録」を「保有個人情報」に改める。

第21条第1項第3号中「収集対象者」の次に「（他の個人の氏名、生年月日その他の記

述等によらないで検索し得る者に限る。次項において同じ。) 」を加え、同条第2項中「もの」の次に「、収集対象者の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル」を加え、同条第3項中「保管等をしている当該個人情報の記録」を「当該個人情報ファイルに係る保有個人情報」に改める。

第23条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「当該個人(以下「本人」という。)」を「本人」に改め、同項第4号中「個人」を「人」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

(6) 国、個人情報保護法独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

第23条に第1項として次の1項を加える。

実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

第24条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「個人情報の記録」を「保有個人情報」に、「保管等」を「個人情報の収集等」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合で」を加え、同項第1号中「とき」の次に「、又は本人に提供するとき」を加え、同項第4号中「個人」を「人」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 同一の実施機関内部で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合において、利用し、又は提供を受ける実施機関が、事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。

第24条第1項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 国、個人情報保護法独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合において、提供を受ける者が、法令等(規則その他の規程を含む。)の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。

第24条第2項中「個人情報の記録」を「保有個人情報」に改め、「とき」の次に「(本人に提供しようとするときを除く。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(電子計算機等の結合による提供の制限)

第24条の2 実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は保有個人情報について必要な保護措置が講じられているときを除き、電気通信回線を用いた電子計算機その他の機器の結合により実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。

2 実施機関は、前項に規定する方法により保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするとき(法令等の規定に基づき提供しようとするときを除く。)は、あらかじめ市長へ届け出るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第24条の3 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において、必

要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第25条の見出し中「責務」を「義務等」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、受託した業務を行うに当たって、当該個人情報の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第25条第2項中「個人情報の記録、加工等の処理の業務を委託する」を「個人情報の取扱いの委託をする」に改め、「記録の」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の義務等）

第25条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、実施機関の指定に係る公の施設の管理の業務を行うに当たって、当該管理業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、指定管理者に対し、個人情報の保護を図るため、当該管理業務に係る個人情報の適切な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

第26条中「又は前条第1項の委託を受けた業務」を「、第25条第1項に規定する受託業務」に改め、「従事していた者」の次に「又は前条第1項に規定する管理業務に従事している者若しくは従事していた者」を加え、「使用して」を「利用して」に改める。

第27条中「保管等」を「収集、保管及び利用」に改める。

第28条を次のように改める。

（自己情報の公開を請求できる者）

第28条 何人も、実施機関に対し、自己情報の公開を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による公開の請求（以下「自己情報公開請求」という。）をすることができる。

第29条の見出し中「訂正等の請求」を「訂正等を請求できる者」に改め、同条第1項中「自己情報の記録に誤りがある」を「、自己情報（第31条において準用する第11条第1項の決定（以下「自己情報公開決定」という。）に基づき公開を受けたものに限る。次項及び第3項において同じ。）の内容が事実でない」に、「当該記録」を「当該自己情報」に改め、「訂正」の次に「（追加又は削除を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「第19条」を「、第19条」に、「保管等」を「個人情報の収集等」に、「超え、又は第23条第1項」を「超えたと認めるとき、第23条第1項若しくは第2項」に、「、自己情報が収集された」を「自己情報が収集されたと認めるとき、又は第24条第1項の規定によらないで自己情報が利用されている」に、「記録の削除」を「利用の停止又は消去」に改め、同条第3項中「第24条第1項」を「、第24条第1項又は第24条の2第1項」に、「、自己情報の記録の目的外利用等がされて」を「自己情報が提供されて」に、「目的外利用等の

中止」を「自己情報の提供の停止」に改め、同条に次の3項を加える。

- 4 法令等の規定により公開を受けた自己情報であって、当該自己情報について当該法令等に訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の手續の規定がなく、かつ、当該自己情報に係る訂正、利用の停止、消去又は提供の停止が当該法令等に反しないものは、自己情報公開決定に基づき公開を受けた自己情報とみなして、前3項の規定を適用する。
- 5 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって第1項から第3項までの規定による請求（以下「訂正等の請求」という。）をすることができる。
- 6 訂正等の請求は、当該訂正等の請求に係る保有個人情報の公開を受けた日から90日以内にしなければならない。

第30条中「第28条第1項及び前条の規定による自己情報の記録の公開、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求（以下「公開、訂正等の請求」という。）」を「自己情報公開請求又は訂正等の請求」に、「本人であること」を「当該請求に係る保有個人情報の本人であること（第28条第2項の規定による自己情報公開請求又は前条第5項の規定による訂正等の請求にあつては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）」に改め、「請求書」の次に「（以下「公開、訂正等請求書」という。）」を加え、同条第2号中「公開、訂正等の請求」を「自己情報公開請求又は訂正等の請求」に改め、「内容」の次に「及び訂正等の請求に係る保有個人情報の公開を受けた日」を加え、同条第3号中「自己情報の記録の訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求」を「訂正等の請求」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、公開、訂正等請求書に形式上の不備があると認めるときは、自己情報公開請求をした者（以下「自己情報公開請求者」という。）又は訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、自己情報公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第30条の次に次の2条を加える。

（保有個人情報の公開義務）

第30条の2 実施機関は、自己情報公開請求があつたときは、自己情報公開請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、自己情報公開請求者に対し、当該保有個人情報を公開しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公開することができないと認められる情報
- (2) 自己情報公開請求者（第28条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって自己情報公開請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第31条において準用する第8条第2項及び第14条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 自己情報公開請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により自己情報公開請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、自己情報公開請求者以外の特定の個人を識別することができること

となるものを含む。)又は自己情報公開請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお自己情報公開請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として自己情報公開請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員、個人情報保護法独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(国、個人情報保護法独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は自己情報公開請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 本市の機関並びに国、個人情報保護法独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 本市の機関又は国、個人情報保護法独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、個人情報保護法独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ  
 エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
 オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、個人情報保護法独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ  
 (保有個人情報の訂正義務及び利用停止義務)

第30条の3 実施機関は、第29条第1項の規定による訂正の請求があった場合において、当該請求に理由があると認めるときは、当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、第29条第2項の規定による利用の停止若しくは消去の請求又は同条第3項の規定による提供の停止の請求があった場合において、当該請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第31条を次のように改める。

(自己情報公開請求に対する決定等)

第31条 自己情報公開請求に対する決定等については、第8条から第14条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	公開請求に係る行政情報の一部	自己情報公開請求に係る保有個人情報
	非公開情報が記録されている場合	第30条の2各号に掲げる情報が含まれている場合
	非公開情報が記録されている部分	同条各号に掲げる情報に該当する部分
	当該公開請求	当該自己情報公開請求
	公開請求をしたもの	自己情報公開請求者
第8条第2項	公開請求に係る行政情報	自己情報公開請求に係る保有個人情報
	前条第2号	第30条の2第3号
	特定の個人	自己情報公開請求者以外の特定の個人
	記録されている	含まれている
	公にしても、個人の	公開しても、自己情報公開請求者以外の個人の
第9条の見出し	公益上の理由による裁量的公開	裁量的公開

第9条	公開請求に係る行政情報	自己情報公開請求に係る保有個人情報
	非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）	第30条の2第2号から第7号までに掲げる情報
	記録されている	含まれている
	公益上	個人の権利利益を保護するため
	公開請求をしたもの	自己情報公開請求者
	当該行政情報	当該保有個人情報
第10条の見出し	行政情報	保有個人情報
第10条	公開請求	自己情報公開請求
	行政情報	保有個人情報
	非公開情報	第30条の2各号に掲げる情報
第11条の見出し	公開請求	自己情報公開請求
第11条第1項	公開請求に係る行政情報	自己情報公開請求に係る保有個人情報
	公開請求をしたもの	自己情報公開請求者
第11条第2項	公開請求に係る行政情報	自己情報公開請求に係る保有個人情報
	前条	第31条において準用する第10条
	公開請求を拒否する	自己情報公開請求を拒否する
	公開請求をしたもの	自己情報公開請求者
第11条第3項	公開請求に係る行政情報	自己情報公開請求に係る保有個人情報
	当該行政情報	当該保有個人情報
	公開請求をしたもの	自己情報公開請求者
第12条の見出し	公開決定等	自己情報公開決定等
第12条第1項	前条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）	第31条において準用する第11条第1項又は第2項の決定（以下「自己情報公開決定等」という。）
	公開請求があった日（以下「公開請求日」という。）	自己情報公開請求があった日（以下「自己情報公開請求日」という。）
	第6条第2項	第30条第2項
第12条第2項	公開決定等	自己情報公開決定等
	公開請求日	自己情報公開請求日
	公開請求をしたもの	自己情報公開請求者
第13条の見出し	公開決定等	自己情報公開決定等



第13条	公開請求に係る行政情報	自己情報公開請求に係る保有個人情報
	公開請求日	自己情報公開請求日
	公開決定等	自己情報公開決定等
	前条	第31条において準用する第12条
	残りの行政情報	残りの保有個人情報
	公開請求をしたもの	自己情報公開請求者
第14条第1項	公開請求に係る行政情報に	自己情報公開請求に係る保有個人情報に
	独立行政法人等	個人情報保護法独立行政法人等
	公開請求をしたもの	自己情報公開請求者
	第34条第3号及び第35条第1項	第34条第4号及び第35条第2項
	記録されている	含まれている
	公開決定等	自己情報公開決定等
第14条第2項	公開請求に係る行政情報の表示	当該第三者に関する情報の内容
	第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）	自己情報公開決定
	記録されている行政情報	含まれている保有個人情報
	当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書	当該第三者に関する情報が第30条の2第3号イ又は同条第4号ただし書
	第9条	第31条において準用する第9条
第14条第3項	行政情報	第三者に関する情報
	公開決定	自己情報公開決定
	第33条第2号及び第34条第3号	第33条第3号及び第34条第4号

第31条の次に次の1条を加える。

（訂正等の請求に対する決定等）

第31条の2 訂正等の請求に対する決定等については、第11条第1項及び第2項並びに第12条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条の見出し	公開請求に対する措置等	訂正等の請求に対する措置
第11条第1項	公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するとき	訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止をするとき
	公開請求をしたもの	訂正等請求者

	その旨並びに公開をする日時及び場所	その旨
第11条第2項	公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）	訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止をしないとき
	公開しない旨	その旨
	公開請求をしたもの	訂正等請求者
第12条の見出し	公開決定等	訂正決定等
第12条第1項	前条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）	第31条の2第1項において準用する第11条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）
	公開請求があった日（以下「公開請求日」という。）	訂正等の請求があった日（以下「訂正等請求日」という。）
	第6条第2項	第30条第2項
第12条第2項	公開決定等	訂正決定等
	公開請求日	訂正等請求日
	公開請求をしたもの	訂正等請求者

2 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前項において準用する第12条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項において準用する同条第1項に規定する期間内に、訂正等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

第32条の見出し中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、「及び方法」を削り、同条第1項中「自己情報の記録の」を「保有個人情報の」に改め、「及び方法」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第1項中「行政情報」とあるのは「保有個人情報」と、同条第2項中「公開請求」とあるのは「自己情報公開請求」と、「行政情報」とあるのは「保有個人情報」と読み替えるものとする。

第32条第2項中「自己情報の記録」を「保有個人情報」に、「訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「訂正又は利用停止」に、「当該記録」を「当該保有個人情報」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（出資法人の個人情報保護）

第32条の2 出資法人は、この条例の趣旨にのっとり当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第33条各号列記以外の部分中「公開、訂正等の請求に対する決定」を「自己情報公開決定等若しくは訂正決定等」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第35条第1項第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

第33条に次の2号を加える。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る自己情報公開決定等（自己情報公開請求に係る保有個人情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第35条第2項第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を公開することとする場合。ただし、当該自己情報公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正等の請求の全部を容認して訂正又は利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等の請求の全部を容認して訂正又は利用停止をすることとする場合

第34条第2号中「公開請求又は公開、訂正等の請求をしたもの（当該公開請求等をした）」を「公開請求をしたもの又は自己情報公開請求者若しくは訂正等請求者（これらの）」に改め、同条第3号中「又は公開、訂正等の請求に対する決定」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 当該不服申立てに係る自己情報公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

第35条第1号中「第11条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の決定」を「公開決定」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第35条に次の1項を加える。

2 第31条において準用する第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 自己情報公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る自己情報公開決定等を変更し、当該自己情報公開決定等に係る保有個人情報を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該保有個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第37条第1項中「公開決定等又は公開、訂正等の請求に対する決定に係る行政情報又は自己情報の記録」を「公開決定等に係る行政情報又は自己情報公開決定等若しくは訂正決

定等に係る保有個人情報」に改め、同項後段中「自己情報の記録」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「公開決定等又は公開、訂正等の請求に対する決定に係る行政情報又は自己情報に記録されて」を「公開決定等に係る行政情報に記録されている情報又は自己情報公開決定等若しくは訂正決定等に係る保有個人情報に含まれて」に改める。

第40条中「自己情報の記録」を「保有個人情報」に改める。

第45条中「記録の」を削る。

第48条第1項中「記録の公開、訂正、削除若しくは目的外利用の中止」を「公開、訂正若しくは利用停止」に改め、同条第2項中「目的として保管している」を「目的としている」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第7章 罰則

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第25条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第25条の2第1項に規定する管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第52条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第53条 第36条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第54条 偽りその他不正の手段により、自己情報公開決定に基づく保有個人情報の公開を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（以下「新条例」という。）第2章から第4章まで及び第6章の規定は、この条例の施行の日以後にされた行政情報の公開の請求又は自己情報の公開、訂正、利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求について適用し、同日前にされた行政情報の公開の請求又は自己情報の記録の公開、訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第24条第1項第5号の規定に該当することによりなされている目的外利用等については、新条例第24条第1項第1号又は第5号から第7号までの規定のいずれかに該当することによりなされているものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に行われている保有個人情報の実施機関以外の者への提供に係

る新条例第24条の2第2項の規定の適用については、同項中「提供しようとするとき」とあるのは「現に提供しているとき」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。

- 5 金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。  
第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。
- 6 金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 7 金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。
- 8 金沢市児童館条例（昭和39年条例第47号）の一部を次のように改正する。  
第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。
- 9 金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。
- 10 金沢市福祉作業センター条例（昭和49年条例第45号）の一部を次のように改正する。  
第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。
- 11 金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。
- 12 金沢市民俗文化財展示館条例（昭和53年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。
- 13 金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。
- 14 食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）の一部を次のように改正する。  
第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。
- 15 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例（昭和54年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。
- 16 金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。
- 17 金沢市長町研修館条例（昭和63年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。
- 18 金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。
- 19 金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。
- 20 金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。
- 21 金沢市立ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 22 金沢市民芸術村条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

- 23 金沢市松ヶ枝福祉館条例（平成8年条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 24 金沢職人大学校設置条例（平成8年条例第42号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 25 金沢市生きがい情報作業センター条例（平成10年条例第43号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 26 金沢市牧山ガラス工房条例（平成11年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。
- 27 金沢市異業種研修会館条例（平成11年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。
- 28 泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 29 金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 30 金沢市おしがはら工房条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。
- 31 金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 32 前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 33 室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 34 金沢福祉用具情報プラザ条例（平成14年条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 35 金沢湯涌創作の森条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。
- 36 金沢21世紀美術館条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。
- 37 徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）の一部を次のように改正する。  
第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

---

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第60号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

---

第23条第1項を次のように改める。

寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において勤務箇所の所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域に所在する官署との均衡上必要があると認められる勤務箇所として市長が定めるものに在勤する職員であって同表に掲げる地域又は市長が定める区域に居住するものに支給する。

第23条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 寒冷地手当の額は、基準日における国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条第1項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

（金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（寒冷地手当）

第12条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において勤務箇所の所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域に所在する官署との均衡上必要があると認められる勤務箇所として管理者が定めるものに在勤する職員であって同表に掲げる地域又は管理者が定める区域に居住するものに支給する。

（金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

（金沢市監査委員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第6条 金沢市監査委員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

附 則

（施行期日等）